

2020年度日本都市計画学会「学会賞」候補者推薦要領

1. 学会賞の趣旨

本会では、都市計画に関し、顕著な貢献をしたと認められる研究および業績を成した者に対し、日本都市計画学会賞を授与している。

2. 学会賞の種類・対象

- (1) 石川賞は、都市計画に関する独創的または啓発的な業績により、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をした個人または団体を対象とする（会員に限らない）^{※1}。
- (2) 石川奨励賞は、都市計画に関する独創的または啓発的な業績により、今後の都市計画の進歩、発展に寄与しうる貢献をした個人または団体を対象とする（会員に限らない）^{※1}。
- (3) 論文賞は、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献を認められる研究論文を近年（概ね過去3年以内）発表した会員（個人）を対象とする^{※2}。
- (4) 論文奨励賞は、都市計画に関する将来性・発展性が顕著な研究論文を最近（過去1年以内）発表した会員（個人）を対象とする^{※3}。
- (5) 計画設計賞は、都市計画に関する計画、設計、事業などに関する近年（概ね過去3年以内）の作品で、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をしたものとする^{※4}。
- (6) 計画設計奨励賞は、都市計画に関する計画、設計、事業などに関する近年（概ね過去3年以内）の作品で、将来性・発展性のある優れたものとする^{※4}。

※1 石川賞、同奨励賞は候補者または団体の論文や業績が概ね過去3年以内（2018年1月1日から2020年12月31日以内）に一定の成果がみえること。

候補者の論文や業績を複数束ねて対象としてもかまわない（この場合主要な論文や業績は上記期間中であること）。また、共同研究・事業等については主導的役割を果たした個人または代表者複数（最大5名）を候補者とする。

※2 論文賞候補者の論文は都市計画学会誌・都市計画論文集またはその他刊行物等に発表されたもので概ね過去3年以内（2018年1月1日から2020年12月31日以内）にまとめられたものとする。

候補者の論文を複数束ねて審査対象としてもかまわない（この場合主要な論文は上記期間中であること）。

また、共同研究については主導的役割を果たした個人を候補者とする。

※3 論文奨励賞候補者の論文は都市計画学会誌、都市計画論文集等に発表された論文、都市計画に関する学位論文等で2020年1月1日から12月31日の間に発表された論

文に限る（表彰規程3条準拠）。

候補者の論文を複数束ねて審査対象としてもかまわない（この場合主要な論文は上記期間中であること）。

また、共同研究については主導的役割を果たした個人を候補者とする。

※4 計画設計賞、同奨励賞の作品は概ね過去3年以内（2018年1月1日から2020年12月31日以内）に一定の成果がまとまったものとし、関係者を表彰する。

関係者多数の場合は主導的役割を果たした個人または団体（最大5名）を表彰する。

3. 推薦者の資格

- (1) 推薦者は公益社団法人日本都市計画学会会員（個人）とし、自薦・他薦を問わない。
- (2) 他学会へ同一・類似作品等推薦した場合は、その旨申告する。無届の2重推薦を禁ずる。

4. 提出書類等（※何れも返却しない）

- (1) 2020年度「学会賞」候補推薦書3部
 - (2) 推薦に関する論文・作品資料等3部（論文は製本してあること）
 - (3) 候補が個人の場合は履歴書3部（書式自由）候補が団体の場合は活動履歴を3部（書式自由）
- ※何れも返却しない

5. 推薦締切日

2021年1月6日（水）必着

6. 選考・公表

- (1) 学会賞委員会にて慎重に審議し、検討結果をもとに、理事会に諮り決定する
- (2) 受賞者の公表は5月上中旬の予定。

7. 表彰

- (1) 受賞者には賞状、副賞を贈呈する（団体等の受賞の場合は代表者のみとする）。
- (2) 表彰式は本会総会開催日に併せて行う

8. 送付先

日本都市計画学会 学会賞事務局
東京都千代田区一番町10 一番町ウエストビル6階
〒102-0082 prize2021@cpj.or.jp

以上